

新型コロナウイルスの 感染防止に努めましょう

国の緊急事態宣言と 町の主な対応

国では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、1月7日に、緊急事態措置を実施すべき期間を1月8日から2月7日までとし、区域を東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県とする緊急事態宣言を行いました。宣言を受け、町では、次のような対応を行っています。

町新型コロナウイルス感染症対策本部を特措法に基づき格上げ

任意設置となっていた「町新型コロナウイルス感染症対策本部」を1月8日午前9時付けで、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第34条第1項に基づく対策本部に格上げしました。

町民の皆様へのお願い 県外との往来は 慎重に判断しましょう

緊急事態宣言が発出された地

域との往来については、真にやむを得ない場合を除き避けてください。

※1月27日現在の地域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県。

また、新規感染者の増加が継続・高い水準にある北関東や中京圏、関西圏など感染拡大地域との往来は、仕事や試験、冠婚葬祭等を除きできるだけ避けるほか、その他の地域との往来に関しては、訪問先の自治体が出しているメッセージや感染状況に注意し慎重に判断してください。

感染防止策を 改めて徹底しましょう

県外との往来の場合を含め、「会食時を含めたマスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策、「三密」回避を徹底するとともに、飲酒の有無や昼夜にかかわらず大人数、長時間に

わたる飲食や集まりは避け、特に普段接していない方との会食には注意してください。

臨時議会でワクチン接種経費などの一般会計補正予算案が可決

1月27日、令和3年第1回町議会臨時会が開催され、新型コロナウイルスワクチン接種経費や除雪事業費などを盛り込んだ「令和2年度一般会計補正予算案」が可決されました。

▼令和2年度一般会計補正予算
新型コロナウイルスのワクチンを町民の皆様へ接種するための、町の体制の整備などに554万円、除雪事業費に5、100万円など、合わせて7、799万円の増額補正。補正後の累計額は84億7、191万円です。
※新型コロナウイルスワクチン接種の詳細については、町広報3月号以降、順次お知らせします。

お問い合わせ 町新型コロナウイルス感染症対策本部 (☎852・5332)

新型コロナウイルス感染症が心配なとき 発熱などの症状がある場合は かかりつけ医に電話でご相談ください

発熱等の症状が生じた場合は、以下のとおり受診・相談してください。

●発熱等の症状が生じた場合

かかりつけ医に電話で相談してください。

●以下の①～⑥に当てはまる場合

あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）に相談してください。

- ①発熱等の症状が生じ、かかりつけ医がない場合
- ②相談する医療機関に迷う場合
- ③かかりつけ医が休診の場合
- ④新型コロナウイルス感染症に関して不安を感じている場合
- ⑤厚生労働省の接触確認アプリ（略称：COCOA）から通知があった場合
- ⑥秋田県版新型コロナ安心システム（新型コロナ対策パーソナルサポート）〔LINE〕から通知があった場合

▶あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）の電話番号

- ☎018・866・7050（24時間受付）
- ☎018・895・9176（8：00～17：00受付）
- ☎0570・011・567（8：00～17：00受付）

●新型コロナウイルス感染症以外の受診

- コロナ禍でも、医療機関で必要な受診をしましょう。
- 過度な受診控えは、健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。
- 持病の治療や予防接種・健診等の健康管理は重要です。
- 医療機関では、感染防止対策が行われています。
- 具合が悪いなど健康に不安があるときは、まずは、かかりつけ医に電話で相談しましょう。

新型コロナウイルス感染症に関する 不当な差別や偏見を なくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその他関係者などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

困った時は1人で悩まず、下記までご相談ください。

▶みんなの人権110番

☎0570・003・110

（受付時間 午前8時30分～午後5時15分）

※土日・祝日を除く。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため ご利用・ご活用ください

◆秋田県版
新型コロナ
安心システム



◆接触確認アプリ
COCOA



あったか生活応援事業 灯油引換券の有効期限は 2月28日(日)です!

町では昨年12月に、灯油等購入費の一部を助成する「灯油引換券」を町内の各世帯へ支給しています。

未使用の引換券をお持ちの方は、使い忘れのないようご注意ください。

▶有効期限 令和3年2月28日(日)

※有効期限を過ぎると、灯油引換券は使用できません。

▶利用方法 灯油引換券を登録取扱業者で使用し、灯油をご購入いただけます。



お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5128)

インフルエンザ予防接種のクーポン券の 有効期限は2月28日(日)です!

町では昨年10月に、季節性インフルエンザ予防接種が無料となるクーポン券を全町民に支給しています。

無料クーポン券をお持ちの方は、早めにご使用ください。

▶有効期限 令和3年2月28日(日)

※有効期限を過ぎると、無料クーポン券は使用できません。

▶接種方法 指定医療機関に電話で予約し、接種してください。なお、65歳以上の方は、全県の医療機関で接種できます。

※接種の際は、無料クーポン券と健康保険証を忘れずにお持ちください。

※中学生以下の方は、母子健康手帳をお持ちください。



お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5180)